〈資料紹介〉

横浜市立大学所蔵「紀朝臣葛成墾田売券」

柳沼千枝

まえがき

横浜市歴史博物館で二〇二二年一〇月～一一月に開催した企画展「追憶のサムライ―横浜・中世武士のイメージとリアル」では、図録を博物館編の『書物學』第二〇号『追憶のサムライ―中世武士のイメージとリアル』として、勉誠出版から刊行していただいた。展示は、重要文化財をふくむ横浜市立大学所蔵の古文書を通覧するなど史料にもとづくリアルと、横浜市域のサムライの伝承や後世に描かれた画像などイメージとの展示をあわせて、鎌倉武士の実像にせまるものとなった。この展示内容の紹介に、講座で講演された諸先生の論稿もふくめて、『書物學』誌は、大変魅力的な本となった。

同誌の編集に際して、横浜市立大学所蔵文書のうちの「古代様式の文書」三点について、横浜ユーラシア文化館の柳沼千枝主任学芸員と佐藤信とで協力して紹介することになった。その際、編集時の手違いから、一点（紀朝臣葛成墾田売券）の解説につき、柳沼氏が書かれた原稿に替えて佐藤が執筆した原稿が掲載されてしまった。

柳沼氏による有益な解説は、この度『横浜市歴史博物館紀要』に掲載することになった。ここに経緯を紹介し、『書物學』誌とあわせて柳沼論稿をご覧いただくよう、広くお願いしたい。

（横浜市歴史博物館館長　佐藤　信）

本文書についてはすでに、福田以久夫氏(1)、栄原永遠男氏(2)による論考がある。本稿では両氏の論考をもとに文書の概要の紹介と若干の考察を行いたい。

1．文書の概要

まず、文書の名称であるが、巻装されているが題簽はなく、箱書もない。箱内に紙片が二枚入れられており、一枚には「紀朝臣葛成墾田券文」と、もう一枚には「紀葛成賣券」と書かれている。所蔵者が公開している「横浜市立大学学術情報センター所蔵貴重資料目録」には、連番五三七番に書名「解（げ）」、編著者名1「紀朝臣葛成」と収載されている(3)。そして、福田氏は「紀朝臣葛成墾田売券」と、栄原氏は「紀葛成墾田売券」とそれぞれ称している。このように名称が一定しておらず、本来は所蔵者による名称を採用すべきであろうが、「解」では、文書の特定が難しい。そこで本稿では、最初にこの文書を世に紹介した福田氏による名称を尊重し、「紀朝臣葛成墾田売券」の名称を採用することとする。

文書は巻子装、一巻に成巻されている。本紙は現状縦二七．九センチ・横四三．八センチの楮（ちょし）紙で、四周が化粧裁ちされ、雲母（きらび）引きの紙

が上下左右に貼り継がれている（文末写真）。

文書の内容は、平安時代前期の承和十五年（八四八）に作成された売券である。売券とは「財産を売買するに際し、売買契約の合法的成立を確認し将来にわたってその効果を保証するために、売主から買主に与える証文」と定義されている(4)。この文書の場合は墾田、すなわち開墾田地の売買にかかわる文書である。詳しい内容については3項で述べることとする。

2. 文書の来歴

福田氏によると、本文書（以下、横浜市大本と称する）と同じ文書が『平安遺文』に四四五六号として収録されており、その出典である大東急記念文庫所蔵『遊古世帖』所収文書（以下、『遊古世帖』本と称する）が写しであり、横浜市大本が原本であるという。そして、原本である横浜市大本はかつて橋本某氏に所蔵され、橋本家より流出したのち、「橋本家蔵」の端書が裁ち落とされて巻装され、それが横浜市立大学に購入されたとする。

栄原氏は、上述の福田氏の見解をふまえ、再検討した上で、次の諸点を指摘している。

(a) 横浜市大本の元の所蔵者「橋本某氏」は、『遊古世帖』の編者である藤貞幹＝藤原貞幹（一七三二―一七九七）と交友関係のある有職家、橋本経亮（一七五五―一八〇五）と推定される。

(b) 橋本経亮が所蔵していた横浜市大本は、摂津国兎原郡（現・神戸市東灘区）の豪商・蒐集家・文化人で、藤貞幹とも交流のあった吉田道可（一七三四―一八〇二）の手に渡り、以後昭和七年（一九三二）二月九日段階まで吉田家に所蔵されていたこと、この段階ですでに化粧裁ちされていたことが、東京大学史料編纂所所蔵の台帳付写真（請求記号六二三―九二七六）から確認できる。

(c) 横浜市大本は昭和七年二月以降のある時期に、大阪の万字屋書店小林秀雄によって吉田家から買い取られ、万字屋書店から昭和二十四年（一九四九）十二月に東京の弘文荘反町茂雄が購入した。現在の表装は、反町弘文荘で施された可能性が高い。

(d) 昭和二十六年（一九五一）五月二十九日に、反町弘文荘より横浜市立大学が購入した。

(e) 横浜市大本に見える紀朝臣乙魚の自署が、別の文書（神宮文庫所蔵「紀伊国直川郷墾田売券」）に見える同一人物の自署の筆跡と異なることから、横浜市大本が承和十五年の原文書である公算は低く、橋本経亮が作成した写しと考えられる。

＊（　）内は筆者注記

栄原氏による右の指摘は、いずれも妥当と考えられる。

3. 文書の内容の検討

読み下し文は左記のとおりである。

謹みて解し申す　常地売買墾田券文を立つるの事

合わせて一段　在りどころ直川郷

四至〈限る東　紀朝臣長川治田　限る南　野　限る西　池并びに田

限る北　林〉

右の件の墾田、価直稲九十束を充て、左京二条二坊戸主散位従五位下橘朝臣氏雄に常地として与え売ること既に訖んぬ。仍って売買両人

并びに保証の署名を勒し、券文を立つること件の如し。以て解す。

承和十五年五月二日専売紀朝臣葛成

相売紀朝臣宗文

相売紀朝臣□雄

証人紀朝臣乙魚

律令制下では本来、田地の私有や売買は許されていなかったが、墾田開発奨励策として養老七年（七二三）に三世一身法、天平十五年（七四三）に墾田永年私財法が発布されたことにより、墾田の私有・売買が公認されることとなった。しかし墾田の売買には国家（具体的には京内ならば京職、諸国ならば郡）への許可申請手続き＝売買立券文が必要であった[5]。

売買立券文の具体的手続きは次の通りである。諸国の場合を例にとり、［　］内に京内の場合を記すこととする[6]。

①売人が辞（下級官人や庶人による上申文書）によって、所管の郷長［坊令］に売買を申請する。

②申請を受けた郷長［坊令］は、売買の虚実を審査し（これを覆勘または覆審という）、事実であることを確認する。

③覆勘を終えた郷長［坊令］は、解（上級官司に対する上申文書）を作成して審査事実を記す。通常「仍勒売買両人署名立券如件」のような覆勘文言が入る。そして売買当事者両人と保証人の署名をとる。これを券文といい、二通作成して郡［京職］に申告する。

④券文を受理した郡［京職］は、申告された事実を認める意の「判」字を余白に記し、四等官の位署を加えて郡印［京職印］を紙面に捺印する。二通のうち一通は郡［京職］に止め、もう一通は当事者に交付する。

右の手続きをもって、土地の売買契約は正式に成立・公認されるのである。

ただし加藤友康氏によると諸国の場合、八世紀には券文三通を作成して郡から国へ送り、郡判・国判の両者を得るのが原則であって、国判により初めて土地の売買契約が公的に承認された。国判ののち一通は国に、一通は郡に留め、残り一通を買人に交付する。九世紀になると、日常的な田地の掌握のために郡によって国の機能が代位され、国判を得ることなく郡判により売券として完結させられるものが存在するようになったが、売買される土地と売人・買人の本貫地が異なる場合などには引き続き国判で完結した[7]。

右の手続きと横浜市大本を照らし合わせてみると、横浜市大本の冒頭が「謹解」とあるのみで「直川郷長」の記載がないことから③のような郷長解でないこと、また④段階まで経た完結した売券であるならば、現存する証人紀朝臣乙魚の署名の左に続いて、名草郡の郡判や郡司の位署部分が続く筈で、さらにその左に紀伊国の国判や国司の位署が続いた可能性もあるが、いずれも欠落していることが指摘できる。加えて「仍って売買両人并びに保証の署名を勒し」と記載しながら、買人である橘朝臣氏雄の署名がないことも不審である。ただし横浜市大本が橋本経亮による写しである可能性が高いことを考えると、橋本が入手した元の文書にはこれらの部分が存在したが、橋本がそれを写さなかったのかもしれない。しかし文書の影写に秀でていたという橋本が[8]、郡判・国判や位署部分が存在していたにもかかわらず写さな

かったとは考えにくい。

この疑問について考えるため、横浜市大本と同地域で年代が近く、横浜市大本と共通する紀朝臣乙魚という人物が関与している神宮文庫所蔵の貞観三年（八六一）二月二十五日付「紀伊国直川郷墾田売券」（以下、「直川郷墾田売券」と称する）を参照してみる(9)。栄原氏によると、この売券は郷長ではなく売人側が作成したものであるといい、横浜市大本もその可能性が高い。さらに「直川郷墾田売券」では売人・相知の署名部分の左に買人の署名があり、郷長は署名部分の末尾近くに自署していることに注目できる。これを参考とすると、橋本が写した元の売券は、横浜市大本現存部分より左側の、買人や郷長の署名を含む記述が欠落していた可能性が考えられる。また「直川郷墾田売券」では一面に数十顆の郡印の印影が見えるので、「紀朝臣葛成墾田売券」にも同様に名草郡印が押捺されていた筈である。横浜市大本にそれが写されていないということは、橋本が写した元の文書に印影がなかった可能性が高く、それは承和十五年段階の売券ではなくその写しであった可能性が考えられる。

横浜市大本の内容は、紀朝臣葛成という人物が紀伊国名草郡直川郷（現・和歌山県和歌山市）に所有する墾田一段を、稲九十束の値直（＝価値）で、左京二条二坊に居住する橘朝臣氏雄に売却するというものである。「専売」とある紀朝臣葛成が墾田を売却した本人、「相売」はその親族係累でその土地に権利を有する者と推測されており、証人は売買の事実を証明するための証拠人であるという(10)。相売の二人目の人名を、福田氏は「紀朝臣美雄」とし、栄原氏は「紀朝臣茂雄」としているが、どちらとも決めかねるので釈文では□としておく（文末写真）。

なお福田氏は、「常地として与え売ること既に訖んぬ」との文言が記されていることから、公式手続き前にこの売買が私約として成立し、すでに当事者間において「一種の不完全所有権の移転の効力が発生している」と解されているが(11)、「常地」について検討した松田行彦氏によると、「常地」とは、所有権を意味する概念ではなく、排他的占有権または用益権を示す在地社会における概念であると考えられる(12)。また、「与え売ること既に訖んぬ」と同様の文言は八・九世紀の売券に頻出するいわば定型句であり(13)、特筆する問題ではないと考える。やはり、郡判・国判ないし職判という国家の公認によって、初めて効力が保証されることを重視すべきであろう(14)。

ここで、横浜市大本の売人と買人に注目してみたい。紀朝臣葛成（名は「ふじなり」又は「くずなり」か）については未詳だが、「直川郷墾田売券」にも名が見えている(15)。直川郷は紀伊国衙に隣接したいわば一等地であり(16)、紀朝臣の氏姓をもつことから考えても、在地の有力者であることが推察される（補注）。

一方、買人である橘朝臣氏雄（名は「うじかつ」又は「うじお」か）についても詳細は不明だが、散位すなわち官職には就いていないものの、従五位下という貴族に相当する位階を有している。また、この人物の左京二条二坊という本貫地は注目に値する。すなわち、同じ坊の三～六坪の方四町は後院である冷然院（れいぜいいん）が占めており(17)、この売券が作成された承和十五年（八四八）には、太皇太后橘（たちばなの）嘉智子（かちこ）が居住していた(18)。『尊卑分脈』の橘氏系図によると、嘉智子の兄弟には右大臣を務めた氏公と神祇伯を務めた氏人の二人がおり(19)、氏雄は『尊卑

分脈』に見えないものの、「氏」字を共有することと冷然院と同一の坊を本貫とする戸主であることから、橘嘉智子と同世代の親族である可能性が高いと考えられる。

以上の検討から、横浜市大本「紀朝臣葛成墾田売券」は写本ではあるが、「直川郷墾田売券」とともに、紀伊国衙に隣接する直川郷において京貫貴族による墾田集積の進行していた様相を物語る、貴重な史料と考えることができる[20]。

---

(1) 福田以久夫「横浜市立大学所蔵の古文書について（1）」『横浜市立大学論叢』第23巻　人文科学系列第2、3号（横浜市立大学・一九七一年）

(2) 栄原永遠男「『紀葛成墾田売券』について」『紀伊古代史研究』（思文閣出版・二〇〇四年）

(3) https://opac.yokohama-cu.ac.jp/03books/rare/rare_list.pdf

(4) 佐藤進一『「新版」古文書学入門』（法政大学出版局・一九九七年）二六一ページ

(5) 以上の記述は佐藤注(4)著書二六一ページによる。

(6) 福田注(1)論文、佐藤注(4)著書、井上光貞ほか日本思想大系3『律令』（岩波書店・一九七六年）に基づき、「紀朝臣葛成墾田売券」との比較のため諸国の例を基本として筆者が再構成した。

(7) 加藤友康「八・九世紀における売券について」土田直鎮先生還暦記念『奈良平安時代史論集　上』（吉川弘文館・一九八四年）

(8) 栄原注(2)論文二八四ページ

(9) 栄原永遠男「「紀伊区直川郷墾田売券」について」（注(2)著書所収・初出一九八七年）。同論考に写真も掲載されているので参照されたい。

(10) 福田注(1)論文四～六ページ

(11) 福田注(1)論文四～五ページ

(12) 松田行彦「「常地」を切る」『古代日本の国家と土地支配』（吉川弘文館・二〇一九年・初出二〇〇二年）

(13) 松田注(12)論文所引売券など。

(14) 加藤注(7)論文

(15) 注(9)に同じ

(16) 竹内理三『角川地名大辞典』30　和歌山県（角川書店・一九九一年）「直川」の項

(17) 角田文衛『平安時代史事典』本編下（角川書店・一九九四年）「冷泉院」の項（関口力執筆）

(18) 所京子「平安前期の冷然院と朱雀院―「御院」から「後院」へ―」『平安朝「所・後院・俗別当」の研究』（勉誠出版・二〇〇四年・初出一九七〇年）

(19) 黒板勝美　新訂増補国史大系第六十巻下『尊卑分脈』第四篇（吉川弘文館・一九六七年）四六ページ

(20) 注(16)に同じ

（補注）本稿脱稿後、佐藤信「紀朝臣葛成墾田売券」『書物學』20（勉誠出版・二〇二二年）に接した。同論文には、墾田所在地である名草郡が日前宮の神郡であり、紀朝臣氏が紀伊国造以来の郡司氏族として当地に勢力をふるったことが述べられている。あわせて参照されたい。

〔横浜ユーラシア文化館　主任学芸員〕

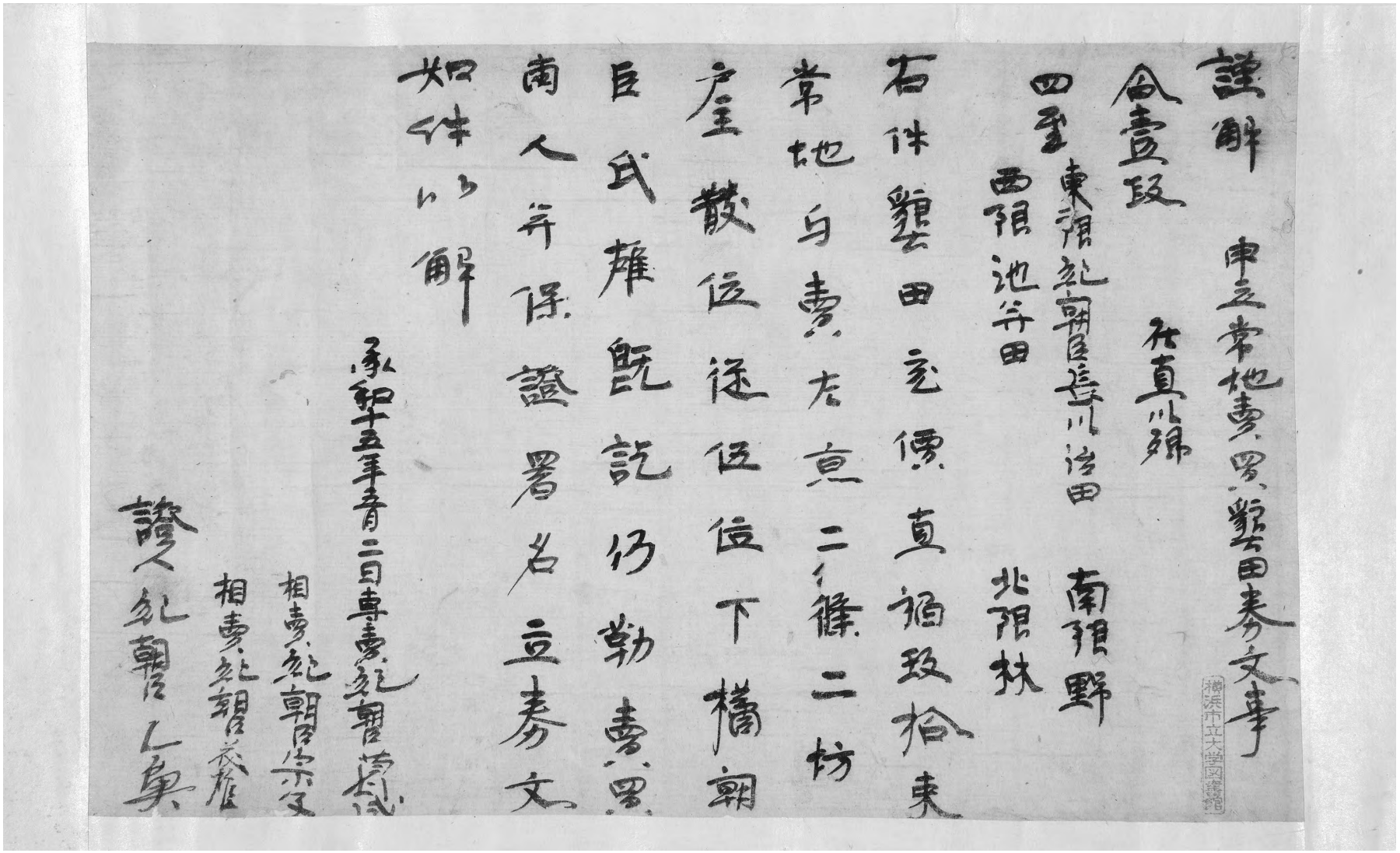

謹解　申立常地壱畝墾田奏文事

合壱段　在真川郷

四至　東限紀朝臣長川治田　南限野

西限池并田　北限林

右件墾田元価直稲拾束

常地与壱畝左直二条二坊

産散位従位位下構朝

臣氏雄既訖仍勅壱畝

南人并保証署名立奏文

如件以解

承和十五年青二月専壱紀朝臣

相壱紀朝臣宗

相壱紀朝臣

證人紀朝臣人集

紀朝臣葛成墾田売券（横浜市立大学学術情報センター所蔵）